

医療機関から抗原定性検査キットを受け取られた方へ

症状のある方へ抗原定性検査キットを配布します。
配布されたキットを用いてご自身で検査を受けていただきます。

検査をする

ご自宅等で検査を行ってください。

検査方法については、**抗原定性検査キットの使用方法の説明書を必ずご確認ください。**



[キット使用方法紹介ページ](#)

検査の結果が「陽性」となった場合は、速やかに陽性結果を示すキットの写真をスマートフォン等で撮って残してください。

・結果が陽性の場合

- ① **キットの配布を受けた医療機関に連絡し、受診してください。**
(診察は有料です)
- ② 受診時に医師から指示があった場合は、先に撮っておいた陽性結果を示すキットの写真を提示してください。
- ③ 受診後は、処方されたお薬等を使用しながら、他の人と接触しないように療養してください。
- ④ 療養期間は症状が出た日を0日としてその日から10日間です。
- ⑤ 診断された方への注意事項や同居家族等の濃厚接触者等への対応は右のQRコード（滋賀県HP：新型コロナウイルス感染症と診断された方へ）
をご確認ください。



・結果が陰性の場合

症状に気を付けながらお過ごしください。

症状が長引く場合や症状が悪化する場合等には、医療機関にご相談ください。